

自死遺族等に対する支援事業補助金

募集要項

この支援事業は自死遺族等を支援する活動に要する事業経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

受付期間：令和8年 4月2日（木）から
4月13日（月）必着

申込方法：「仙台市自死遺族等に対する支援事業補助金申請様式」に必要事項をご記入のうえ、健康政策課までご郵送ください。

（初めての申し込みの場合は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。）

～ お申込み・お問い合わせ先 ～

健康福祉局 健康政策課 健康増進係

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所本庁舎6階

TEL：214-3894 FAX：214-4446

1 応募の資格

次の要件を満たしている団体で、1 団体につき1 件の応募とします。(個人での応募はできません。)

- 1 本市内に所在する団体であること
- 2 政治団体、宗教団体や営利を目的としない団体であること
- 3 法人の場合は、法人の市民税、事業所税の申告を行い、市税を滞納していないこと
- 4 暴力団等との関係を有していないこと

2 対象となる事業

団体自らが主催・運営する自死遺族等の支援を目的とした事業が対象で、次のいずれかに該当する事業が対象です。

◆対象となる事業

- 1 自死遺族等の支援を目的とした分かち合い事業
- 2 自死遺族等の支援のための市民啓発事業（講演会・シンポジウムなど）

ただし、上記に該当しても次のものは対象となりません。

- 1 他の助成制度の補助を受けている事業
- 2 特定の政治活動・宗教活動や営利を目的とする事業
- 3 その他市長が補助対象とすることは適当でないと判断した事業

3 補助金額と対象経費

当該対象経費総額の3分の2の額（この額が20万円を超える場合は20万円）を上限として、予算の範囲内で補助します。

◆対象となる経費（対象となる事業を実施するにあたり必要な経費）

- 1 分かち合いの会・シンポジウムなどの会場、託児室使用料
- 2 講演会・シンポジウムなどの講師謝礼、交通費
(ただし、本市の講師謝礼基準額等を基準とします。)
- 3 資料・ポスター・パンフレットなどの印刷経費
- 4 購入価格が2万円未満の消耗品費
- 5 郵便物の送料
- 6 支払に伴う振込手数料

ただし、次のものは対象となりません。

- 1 事務所などの維持経費…賃貸料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費など
- 2 団体の構成員が出席する講習会・研修会などへの参加に要する経費…旅費、土産代、参加費など
- 3 団体の構成員に対する賃金などの人件費や謝礼
- 4 団体の構成員による会合の飲食費…弁当・茶菓代など
- 5 備品の購入費…机・椅子・キャビネット・電話・パソコンなどの備品

4 事業の期間

令和8年4月から令和9年3月末までとなります。

5 審査等

審査を経たうえで、補助金を交付する団体及び金額を決定します。

審査に当たっては、補助金支出の目的に合致しているか、事業の実効性はあるか、収支計画が合理的かつ適切か、などに着目します。

その後、補助対象となった事業の実施団体には、補助金申請に係る所定の手続きを行っていただきます。

6 応募方法

所定の申請様式（仙台市自死遺族等に対する支援事業補助金）に必要事項を漏れなく記入し、必要書類を添えて、仙台市健康政策課（仙台市役所本庁舎6階）までご郵送ください（初めてのお申込みの場合は、あらかじめお電話にてお問い合わせください）。

◆受付期間

令和8年4月2日（木）から令和8年4月13日（月）必着

◆提出書類

- 1 仙台市自死遺族等に対する支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第1-1号）
- 3 収支予算書（様式第1-2号）
- 4 定款、会則、規約等、団体の概要がわかる資料
- 5 市税納付状況調査申請書（様式第1-3号）又は市税の滞納がないことの証明書（任意団体の場合は、5は必要ありません。）
- 6 誓約書（様式第9号）